

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）
午後2時00分から午後2時55分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（職務代理者） 22番 藤井 進也（会議規則第8条）

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一		【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 4名

【2番】渡邊 節夫	【12番】桑田 誠	【16番】渡部 正義	【21番】藤原 清久
-----------	-----------	------------	------------

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	森本 猛
主事	松原 圭
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 70 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~8)

議案第 71 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~17)

議案第 72 号

農地法第 3 条の規定による許可目的の買受適格証明願について (受付番号 1)

議案第 73 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~14)

議案第 74 号

農業振興地期整備計画変更 (除外) について (受付番号 1~2)

議案第 75 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (受付番号 1)

議案第 76 号

農用地利用集積計画関係について (受付番号 1~153)

議案第 77 号

農用地利用集積計画関係 (解除条件付) について (受付番号 1~8)

議案第 78 号

農用地利用集積計画関係 (一括方式) について (受付番号 1~18)

報告第 41 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~16)

報告第 42 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 3)

報告第 43 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1~4)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度第11回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中20名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、桑田会長が他の用務で不在のため、「今治市農業委員会会議規則第8条」により、会長不在の場合は職務代理者が会長の職務を行うことになっておりますので、以降の議事進行につきましては、藤井職務代理者により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和6年度第11回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【9番】竹田 清隆 委員、【23番】木村 誠 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第70号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第70号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は今治村にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計1,633㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は延喜にある農地1筆で、登記地目は田、面積は533㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は孫兵衛作にある農地14筆で、登記地目は畑、面積は合計16,193㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は玉川町龍岡下にある農地2筆で、登記地目は田、面積は合計2,169㎡でございます。</p> <p>[受付番号5] 申請地は吉海町名にある農地5筆で、登記地目は田、畑、面積は合計3,455㎡でございます。</p>

[受付番号 6]

申請地は伯方町木浦、伯方町北浦にある農地 7 筆で、登記地目は畑、宅地、面積は合計 6,410.47 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は大三島町台にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 946 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は大三島町浦戸にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,894 m²でございます。

続きまして、議案書 1～2 ページの合計は、8 件、42 筆、面積 35,233.47 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 71 号についてご説明いたします。
議案書 3 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 858 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の会社員と〇〇才の会社員、申請地は3筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,578㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人らが規模拡大と新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は3.44㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の自営業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,323㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の自営業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,110㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号6]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,092㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,951㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は6筆で、地目は田及び畑、面積は合計2,783㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号9]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は797㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,196㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は2.69㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 12]

譲受人は農地所有適格法人、申請地は1筆で、地目は田、面積は943㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は599㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は614㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は708㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は6筆で、地目は田及び畑、面積は合計2,247㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 17]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計525.89㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請

書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから36ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、議案第72号 農地法第3条の規定による許可目的の買受適格証明願について
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第72号、農地法第3条の規定による許可目的の買受適格証明願についてご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

この案件は、令和6年12月19日付け松山地方裁判所令和5年(ケ)第75号で公告された富田地区の農地の競売期間入札に参加する適格者であるかどうかを判定するものでございます。

具体的には、この期間入札の対象となる農地は高市甲 148 番 1 であり、農地の買受け資格について、農地法第 3 条許可申請と同様の要件にもとづいて審議するものでございます。

なお、適格証明書を受けて期間入札に参加した結果、農地の落札者となった者は、農地法第 3 条許可申請する必要があります。それでは、ご説明いたします。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,467 ㎡です。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けようとするものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可目的の買受適格証明願に係る要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項許可目的の買受適格証明願に係る要件確認書は 37 ページから 38 ページまでとなります。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 73 号について、ご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は公務員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は乃万地区阿方の 1 筆で、
地目は田、転用面積は 453 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種
農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る
農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達
成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築する
にあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地
の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供も成長し手狭
で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しよ
うとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 1 月 15 日で、許可日から令和 7 年
5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は不動産業者 1 名、申請地は乃万地区阿方の 1 筆
で、地目は田、転用面積は 472 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種
農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る
農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達
成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築する
にあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地
の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、実家住まいですが、婚姻に伴い家財道具も

増え手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は船舶機器の設計・施工等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は波止浜地区高部の1筆で、地目は畑、転用面積は228㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、既存の駐車スペースが手狭なことから、社用車、トラック及び従業員用車両を縦列駐車せざるを得ず不便であることから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区長沢の1筆で、地目は畑、転用面積は2,013㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

[受付番号5]

譲受人は会社員2名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区松木の1筆で、地目は田、転用面積は417㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供も誕生し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年8月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は会社員1名、譲渡人は専業主婦1名、申請地は富田地区喜田村の1筆で、地目は畑、転用面積は417㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在県外に居住していますが、定年退職を迎え帰郷することとしたことから、申請地を譲渡人から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は会社員2名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区喜田村八丁目の1筆で、地目は田、転用面積は488㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、婚姻し妻と子供との3子供も人暮らしで手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年

5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 8]

譲受人は養鶏・育雛等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉下の3筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計680㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が養鶏場の敷地拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在の養鶏場敷地では、飼料置場、トラック置場及びサイロ設置場所が不足していることから、申請地を譲渡人から購入し、必要な施設を整備して養鶏場の敷地拡張しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 9]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は玉川地区鈍川の1筆で、地目は田、転用面積は20㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から使用貸借し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 10]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は吉海地区本庄の1筆で、地目は田、転用面積は874㎡でございます。

す。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 11]

譲受人は青果業等を営む者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区瀬戸の1筆で、地目は畑、転用面積は438㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が選果場の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、柑橘生産者からの選果需要の拡大に伴い、現有の選果施設では選果能力に不足が生じることから、申請地を譲渡人から使用貸借し、選果場を増築し選果場の敷地拡張をしようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 12]

譲受人は宿泊及び観光事業等を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は上浦地区甘崎の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計373㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目

的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、しまなみ海道沿線において事業展開を進める第一歩として、名勝地近くで観光客向けのサービス施設を整備するため、申請地を譲渡人から購入し、無料の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 13]

譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は大三島地区肥海の1筆で、地目は畑、転用面積は146㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、県外に居住しているが、風光明媚なしまなみ海道沿線に移住するため申請地に隣接する宅地及び建物を購入することとしたものの、購入する建物では家財道具が収まりきらないことから、申請地を譲渡人から購入し、物置の増築及び倉庫の建築を行うことにより、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 14]

譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は大三島地区宗方の1筆で、地目は畑、転用面積は99㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出

であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、申請地に隣接する宅地及び建物を賃貸することとしているが、賃貸住宅に乗用車の進入が不可能であることから、申請地を譲渡人から譲受け、進入路を整備して自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年1月15日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

それでは、手元にお配りしております農地法第5条の許可に係る申請書ごとの要件確認書ですが、39ページから52ページをご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、受付番号6につきましては、申請地が第1種農地の転用に係る案件でありますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第74号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第74号について、ご説明いたします。
議案書7ページをご覧ください。
議案第74号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号1]

申請者は、自らが農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、乃万地区矢田の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

[受付番号2]

申請者は、転用者が農家住宅の建築に土地を供するため、立花地区八町東の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。
いずれの案件につきましても、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、

議案第 75 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。
議案第 75 号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

[受付番号 1]

相続人は、〇〇才の農業者兼会社役員で、父の死去に伴い相続する桜井地区の農地 4 筆、清水地区の農地 18 筆、朝倉地区の農地 5 筆の計 27 筆、地目は田及び畑、面積は合計 20,378 m²について、相続税の納税猶予を受けるため、適格者である旨を証明するものであります。

それでは、お手元にお配りしております要件確認書の 53 ページをお開きいただき、相続税納税猶予適格者証明に係る要件確認書をご覧ください。

納税猶予適格者の審査基準を要約して説明いたしますと、

- ①被相続人が農業を営んでいたかどうか、相続人が相続により取得した農地について農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるかどうか
 - ②対象農地が申告期限内に相続等により取得し、農業の用に供されているものであるか
- ということでございます。

審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は要件確認書のとおりとなっております、適当であると思われま。

また、事情聴取と現地調査を行った結果、申請地は農地として適正に耕作されており、今後も引き続き耕作し、農業経営を継続するというので、第 2 小委員会及び第 3 小委員会において審議の結果、適当との意見となっております。以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

承認することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

それでは、承認することといたします。

議長 続きまして、
議案第 76 号 農用地利用集積計画関係について
議案第 77 号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。本日、お手元にお配りしております A3 版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。議案書 1 ページから 13 ページまでの議案第 76 号、14 ページの議案第 77 号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
両議案は、今治市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。これらは利用権設定の関係でありまして、議案第 76 号については今治市全体の計画が、新規 91 件、更新 62 件、合計 153 件、面積は 301,792 m²でございます。また、議案第 77 号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規 7 件、更新 1 件、面積は 13,565.85 m²でございます。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
それぞれの小委員会でご内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
議案第 78 号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。A3 版の議案書の 15 ページをお開きください。議案書 15 ページから 16 ページまでの議案第 78 号は、農用地利用集積計画関係(一括方式)についてでございます。この議案は、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

今治市全体の計画が、新規 10 件、更新 8 件、面積は 35,092 m²となっております。第 1 小委員会及び第 2 小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

議長

それでは原案どおり決定いたします。

議長

続きまして、
報告第 41 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 42 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。
議案書 9 ページから 15 ページの報告第 41 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 16 件の届出がありました。取得事由はすべて相続であり、権利内容もすべて所有権でありました。議案書 16 ページの報告第 42 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 3 件の届出があり、合計面積は 580 m²でありました。
報告第 42 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第 41 号から第 42 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書 17 ページの報告第 43 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。
今月は 4 件の届出があり、合計面積は 3,461 m²でありました。反対給付は、「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。